

**平成30年度
愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会**

**平成31年 3月14日(木) 18:30～
聖カタリナ大学 松山市駅キャンパス
聖トマス館 2階 第1会議室**

愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局

平成30年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会 次第

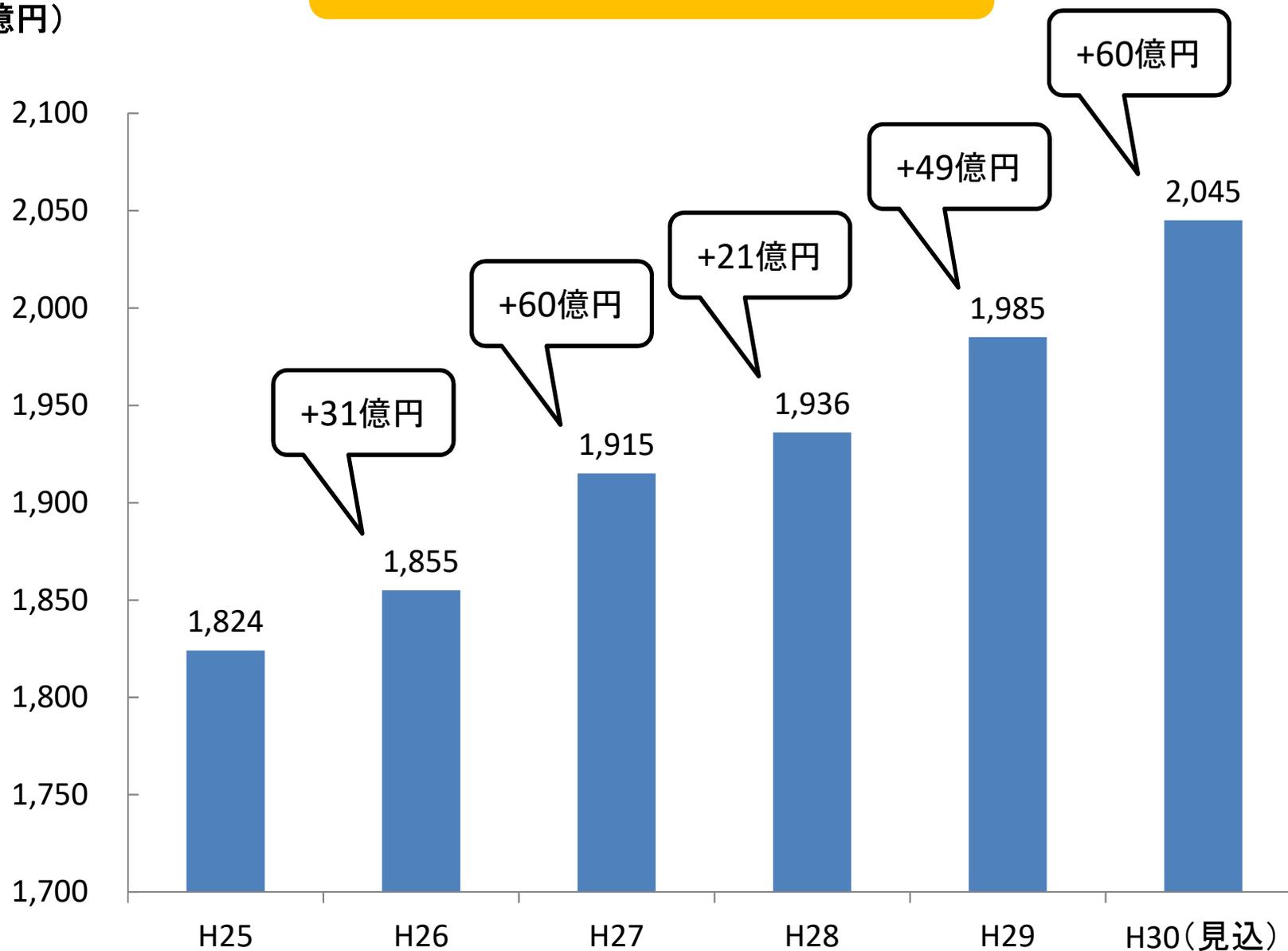
次第

1. 事務局長あいさつ
2. 委員紹介
3. 会長あいさつ
4. 議題
 - (1) 財政状況について 1
 - (2) 保険料について 7
 - (3) 保健事業について 13

(1) 財政状況について

医療給付費の状況

(億円)



疾病別医療費の状況（平成29年度）

(1) 総医療費点数の高い疾病

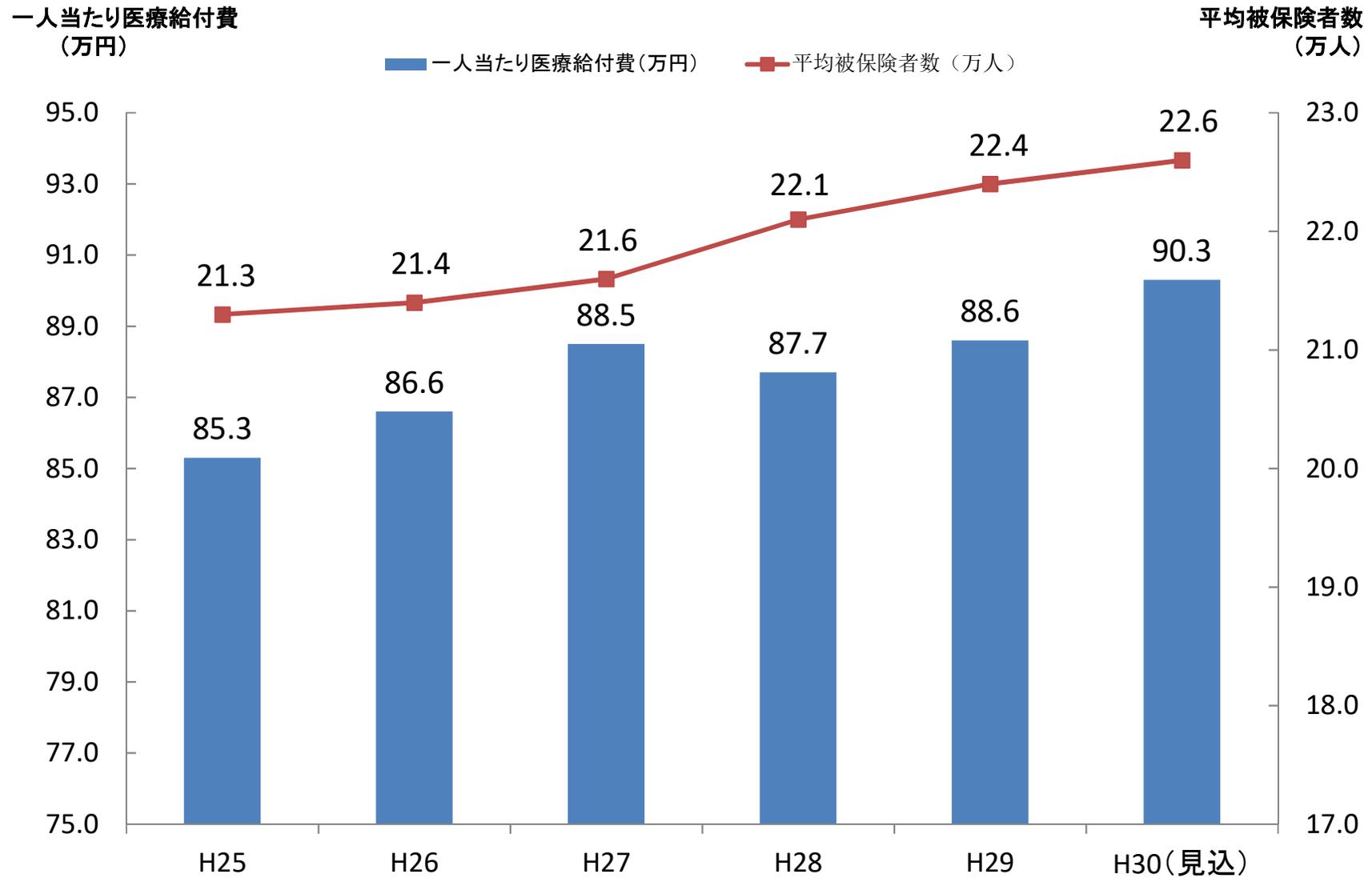
疾病	外来医療費点数	疾病	入院医療費点数
筋・骨格	884,102,550	筋・骨格	1,653,424,657
高血圧症	750,505,215	脳血管疾患	773,243,597
腎不全	672,754,730	心疾患	429,524,914
糖尿病	644,668,026	呼吸器疾患	413,513,158
心疾患	573,698,319	腎不全	346,753,701

(2) 生活習慣病の疾病別1件当たりの医療費

順位	疾病	外来	入院	
		1件当たり費用(円)	1件当たり費用(円)	入院日数
1	腎不全	116,734	571,769	19
2	悪性新生物	49,724	559,000	16
3	心疾患	42,039	533,337	18
4	糖尿病	39,113	524,605	18
5	脳血管疾患	36,125	524,493	21

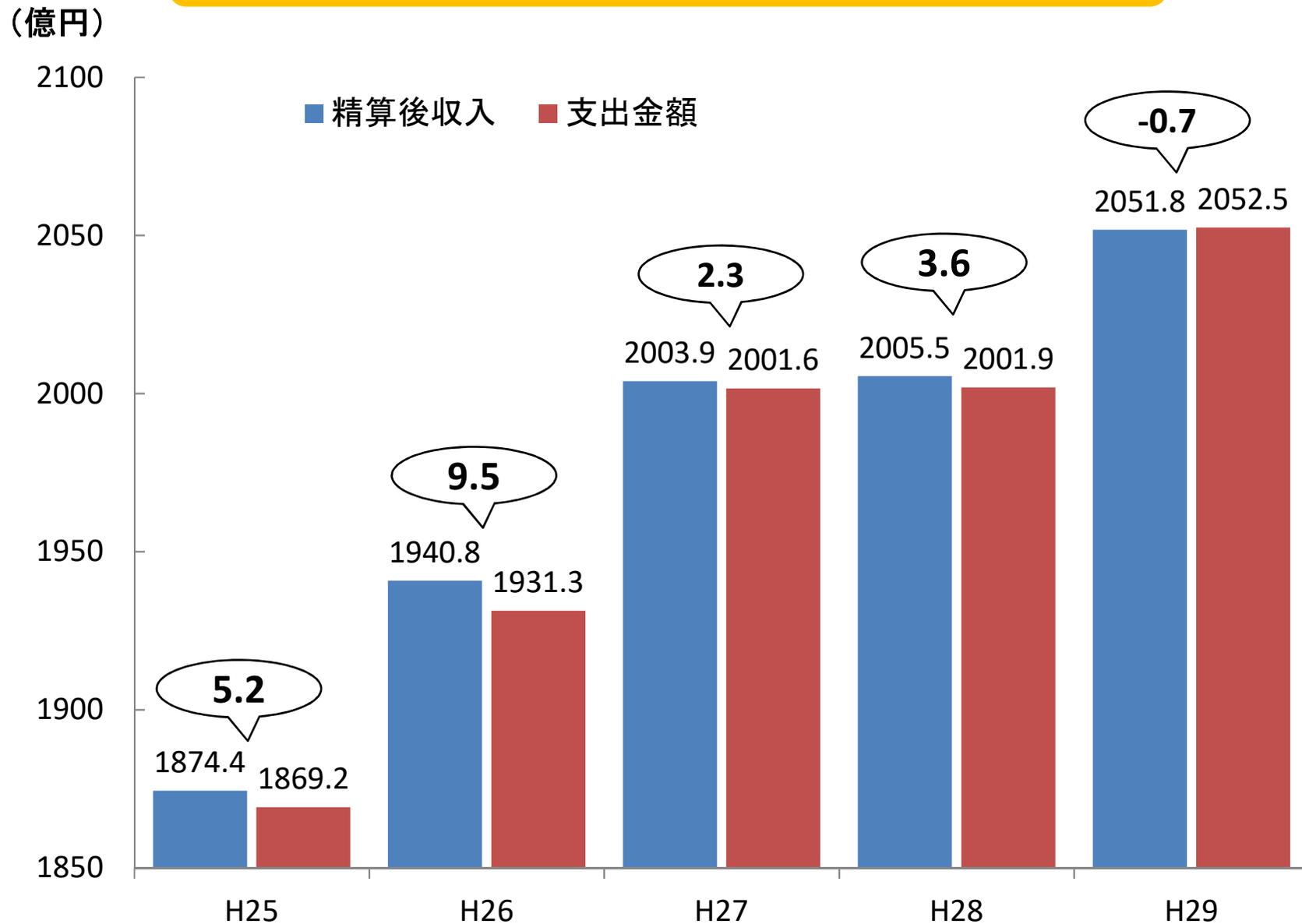
(KDBシステムによる)

一人当たり医療給付費と被保険者数の状況



特別会計 単年度収支の決算状況

NO.5

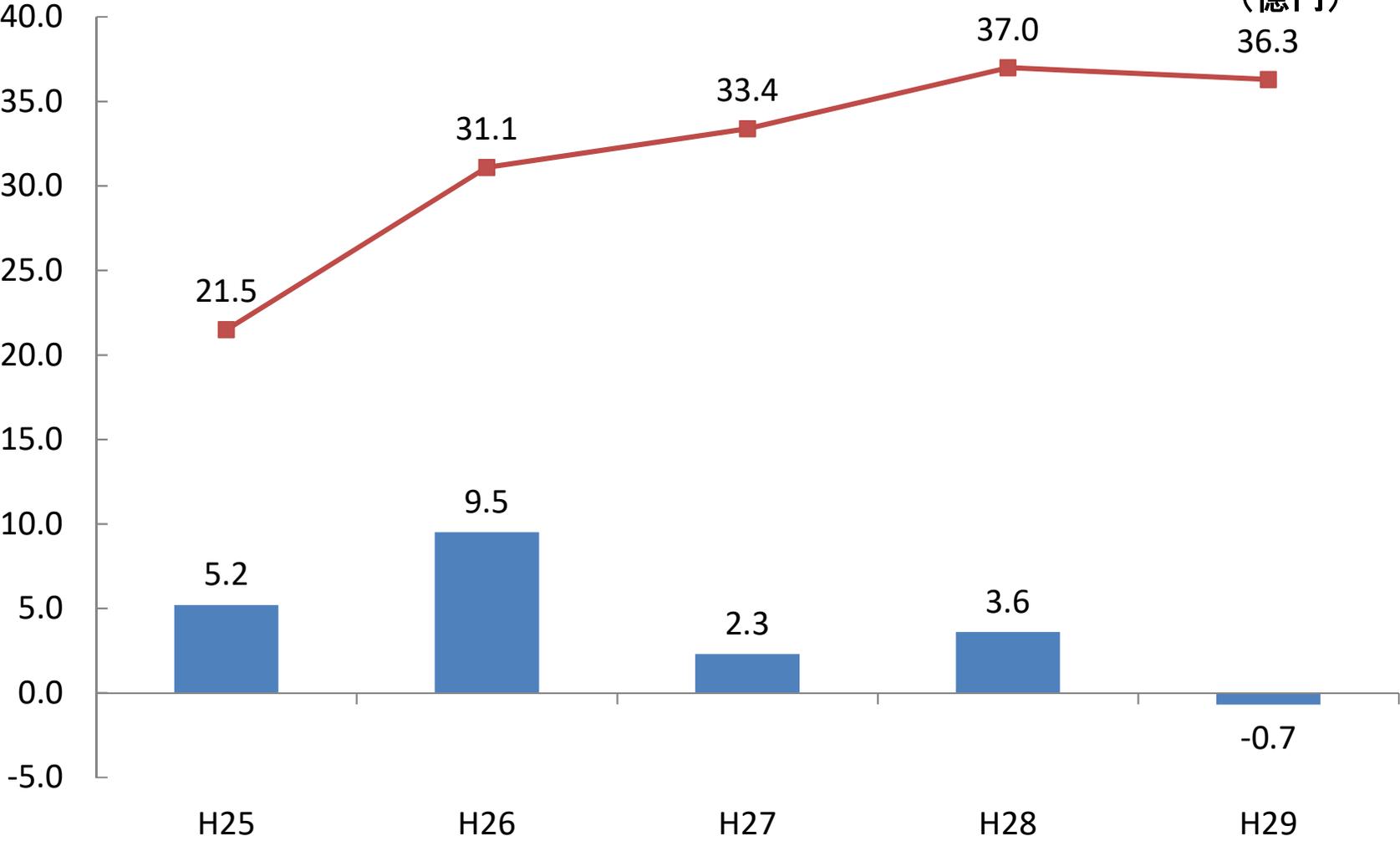


単年度収支と剰余金の状況

単年度収支
(億円)

■ 単年度収支 ■ 剰余金

剰余金
(億円)



(2) 保険料について

- 医療費負担の仕組み
- 保険料の軽減特例
- 保険料の収納率

医療費負担の仕組み

NO.8

○財源イメージ

※平成30・31年度保険料率改定時の試算より抜粋

費用額					
医療給付費等 約2,101億円					
収入額					
国庫負担金(3/12) 約513億円	普通調整 交付金(1/12) 約193億円	県負担金 (1/12) 約177億円	市町 負担金 (1/12) 約168億円	各保険者支援金 約847億円	保険料 約183億円
公費負担分 約5割 (約1051億円)				支援分 約4割 (約847億円)	被保険者負担分 約1割 (約203億円)
					剰余金 基金約20億円

- ・ 法令による軽減措置(国・県・市町が負担)
- ・ 国の予算措置による軽減特例(国が負担)

30年度の軽減特例

(国の予算措置による特例軽減)

本来ある軽減措置(均等割7, 5, 2割軽減)に上乗せされ実施されている。

①所得の低い被保険者に対する軽減

均等割9割軽減、8.5割軽減

②被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減

均等割5割軽減

31年度の軽減特例の見直し

・「所得の低い被保険者に対する軽減の見直し」については、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとされていた。



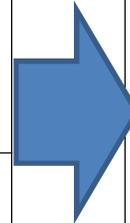
・消費税率引き上げによる財源を活用した社会保障の充実策として介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が、平成31年10月から開始されることから、「所得の低い被保険者に対する軽減」の見直しを実施することとなった。

平成31年度の保険料軽減特例

NO.10

所得の低い被保険者に対する軽減

平成30年度		
区分	世帯の総所得金額等 (世帯主と被保険者により判定)	軽減割合
均等割	33万円以下の世帯のうち、被保険者全員の各所得が0円となる世帯 (年金所得は控除額を80万円として計算)	9割
	33万円以下の世帯 (上記に該当する者を除く)	8.5割



平成31年度		
区分	世帯の総所得金額等 (世帯主と被保険者により判定)	軽減割合
均等割	同左	8割 ※1
	同左	8.5割

※1介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給が併せて実施される

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減

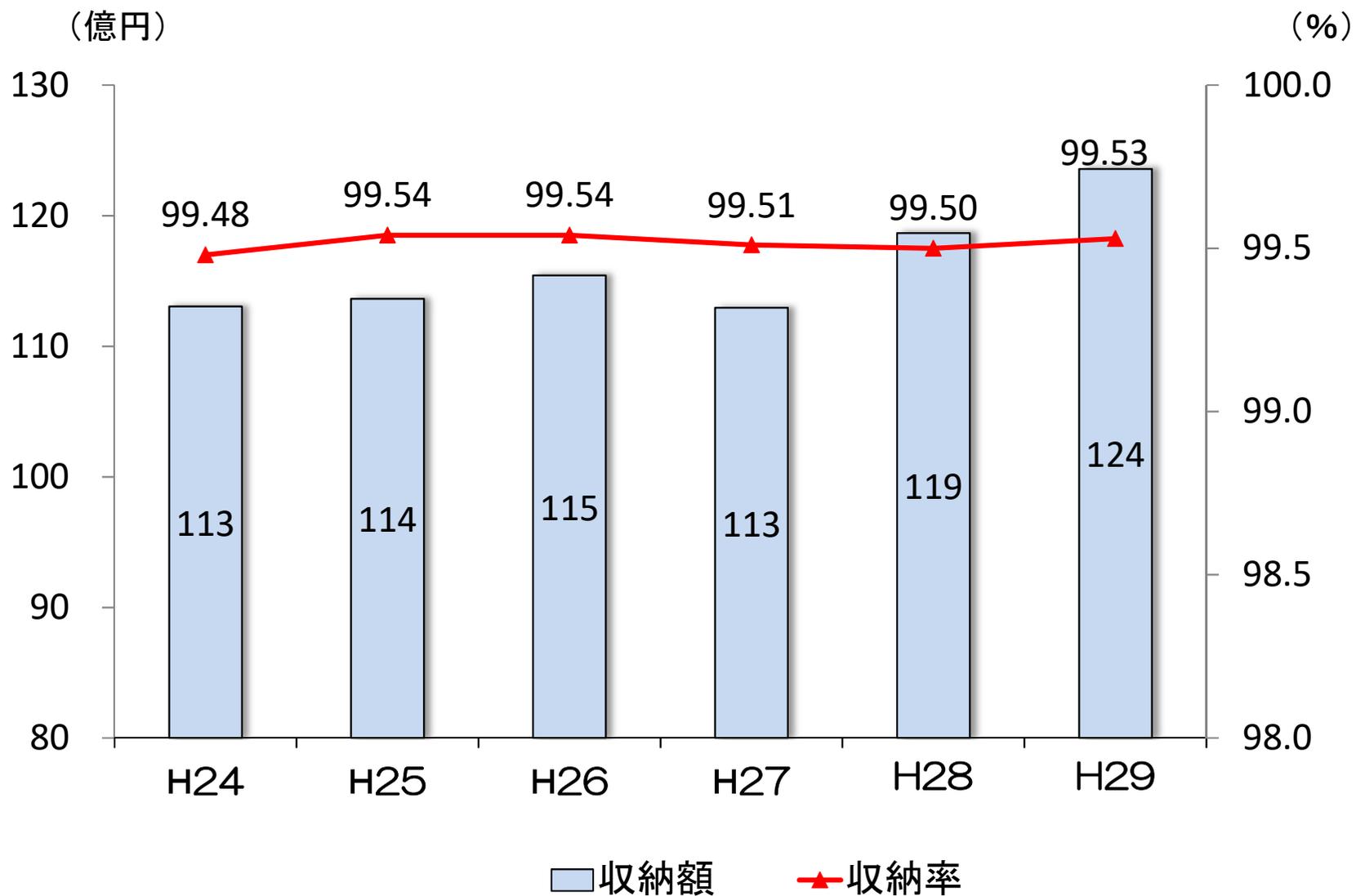
平成30年度	
均等割	5割軽減



平成31年度	
均等割	5割軽減 (資格取得後2年を経過する月まで)

保険料収納率の推移

NO.11



保険料の収納対策

平成30年度から
実施

収納対策研修の実施

市町の収納業務担当職員を対象に、効果的な実務や手続き、法令知識の向上を目的に外部講師による専門的な研修を実施した。

定期的に行うことで担当職員の能力向上を図り、収納率向上へつなげていく。

市町への情報提供

各市町より提出された収納対策状況を分析し、対策別の効果分析結果を各市町に提供した。

これにより、各市町は自市町以外についても、効果的な取り組みを把握することができるようになり、収納対策を講じる上で、有意な情報を得ることができる。

(3) 保健事業について

- 健康診査事業
- 歯科口腔健康診査事業
- 重複・頻回受診者への訪問指導事業
- ジェネリック医薬品利用差額通知事業
- 糖尿病性腎症重症化予防事業
- 広報活動による周知啓発の充実
- 市町インセンティブ制度

健康診査事業

- ・生活習慣病の早期発見及び重症化予防とともに、被保険者の健康能力の保持及び健康意識の向上を図ることを目的とする。
- ・受診費用は広域連合が負担するため、被保険者は1年度に1回無料で受診できる。
- ・平成30年度より高血圧や糖尿病などの生活習慣病で通院中の方も健康診査の受診対象とした。
- ・実施に係る事務の一部を県内20市町へ委託。

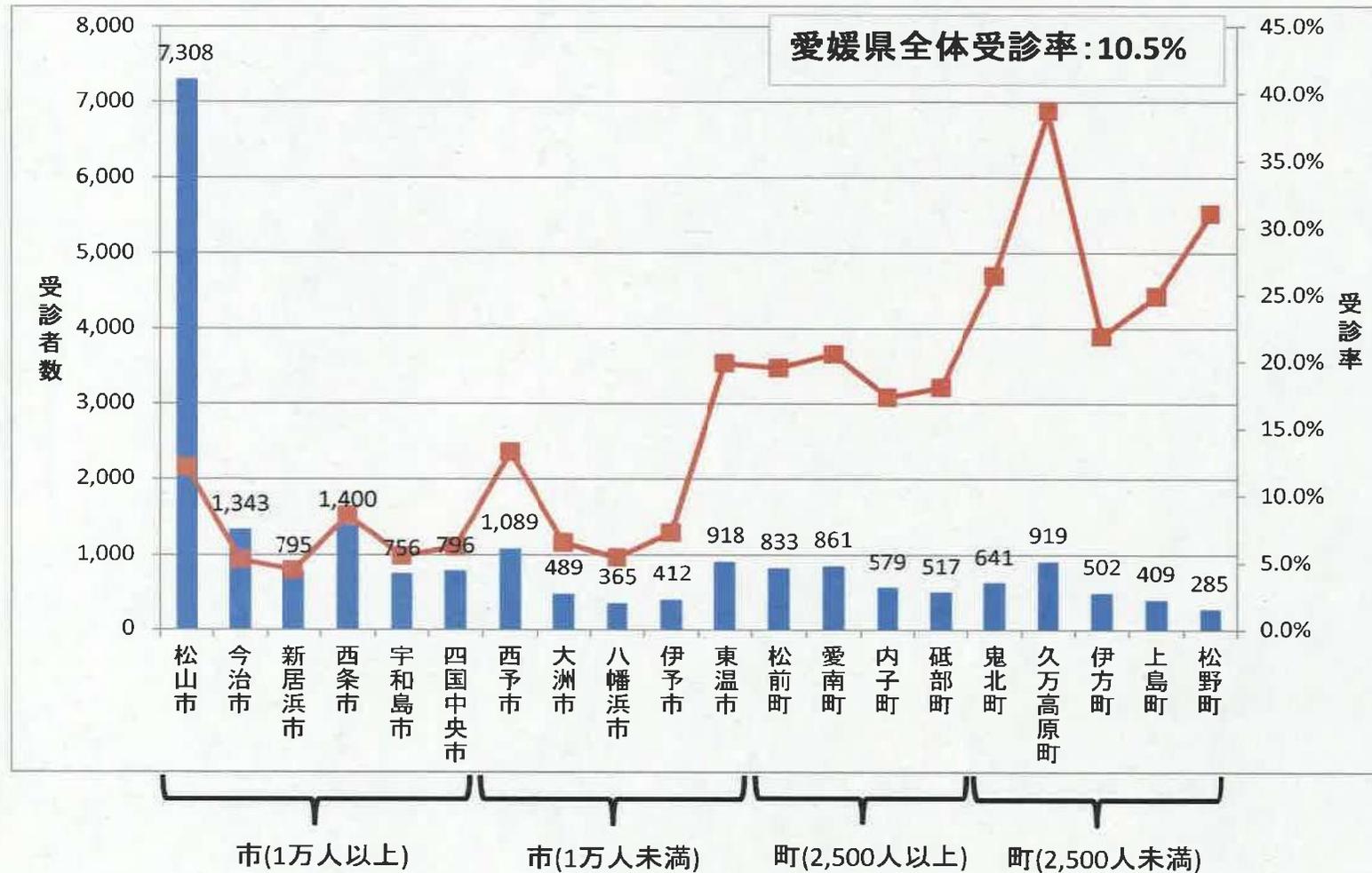
○ 受診実績

年 度	受診対象者数	受診者数	受診率
平成28年度	196, 234	19, 946	10. 2%
平成29年度	201, 216	21, 931	10. 9%
平成30年度 (見 込)	202, 473	24, 366	12. 0%

※ データヘルス計画目標受診率 H30年度 11. 6%

※ 健診は疾病の早期発見・治療に有効であるため、
今後も受診率の向上に努めていく。

平成30年度 後期高齢者健康診査受診率 (平成31年2月請求まで)



※受診対象者は、6ヶ月以上入院者等の健診対象外の数を省いております。

※健康診査受診者数は、当広域連合に平成31年2月までに請求があったものを使用しております。

歯科口腔健康診査事業

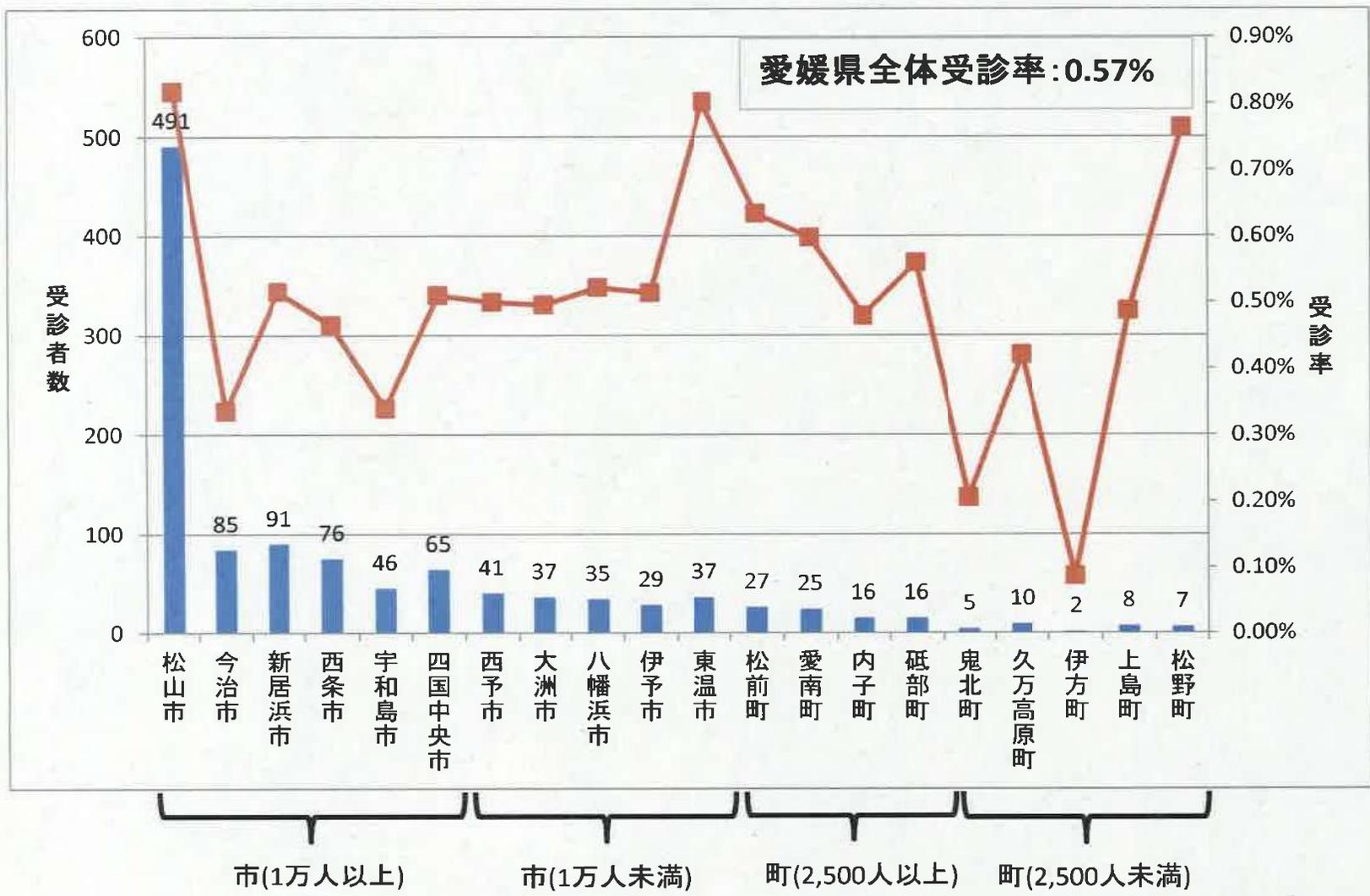
- ・口腔疾患の早期発見に努めるとともに、口腔機能の低下を予防し、その他の疾病の予防、健康能力の保持、健康意識の向上を図ることを目的とする。
- ・受診費用は広域連合が負担するため、被保険者は1年度に1回無料で受診できる。

○受診実績

年 度	受診対象者数	受診者数	受診率
平成28年度	196, 234	866	0. 44%
平成29年度	201, 216	1, 078	0. 54%
平成30年度 (見 込)	202, 473	1, 410	0. 70%

※データヘルス計画目標受診率 H30年度 0. 74%

平成30年度 後期高齢者歯科口腔健康診査受診率（平成31年2月請求まで）



※受診対象者は、6ヶ月以上入院者等の健診対象外の数を省いております。

※健康診査受診者数は、当広域連合に平成31年2月までに請求があったものを使用しております。

重複・頻回受診者への訪問指導事業

同一月内に同一疾病により複数の医療機関で受診する「重複受診者」及び同一月内に同一診療科目を多数回受診する「頻回受診者」の、自宅へ訪問して保健指導等を行う。

- 実施方法：
 - ・ 「案内文」による事前周知
 - ・ 訪問前に電話連絡により了承をとる。
 - ・ 了承者に対し自宅訪問し保健指導を行う。

○ 実績

年 度	訪問対象者	訪問回数	受診動向 改善者数	改善率	効果額(1か月)
平成28年度	93人	161回	48人	51.6%	622,000円 (1人当たり 16,000円)
平成29年度	102人	188回	64人	62.7%	498,870円 (1人当たり 7,795円)
平成30年度	90人予定	180回予定	—		—

※データヘルス計画目標改善率 50%

ジェネリック医薬品利用差額通知事業

・服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の本人負担額の差額を通知することによりジェネリック医薬品の利用を促進する。

年度	通知件数	通知実人数	切替者数 ※1	削減効果額(1か月) ※1		利用率 ※2 (全体)
				医療費	被保険者負担	
平成28年度	74,175通	73,984人	30,895人	49,897,275円	5,528,746円 (1人当たり 179円)	63.4%
平成29年度	65,481通	45,275人	14,695人	58,068,037円	6,357,239円 (1人当たり 433円)	67.4%
平成30年度 (1月審査分)	57,457通	39,340人	5,236人	10,886,896円	1,196,306円 (1人当たり 228円)	71.7%

※1 「削減効果額」は検証月の実績と、検証月の実績を通知対象月の後発医薬品普及率で換算したものとの差額とし、「切替者数」は差額が発生した者の数(削減効果人数)としている。

※2 利用率(数量シェア) = 「後発医薬品」 / (「後発医薬品のある先発医薬品」 + 「後発医薬品」)

◆ **国の目標** : 2020年(平成32年)9月までに、**利用率を80%以上とする。**

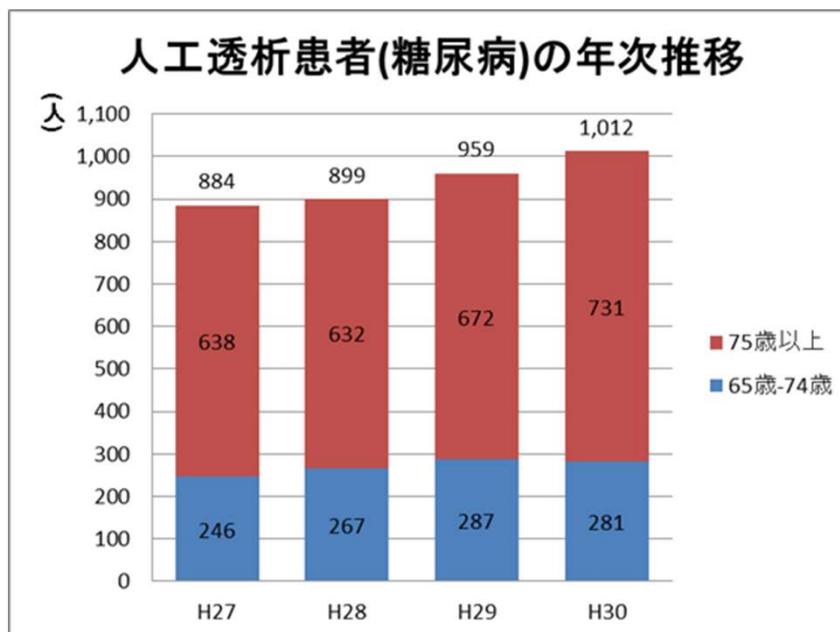
※ **データヘルス計画目標利用率 H30年度 70%**

糖尿病性腎症重症化予防事業

- ・糖尿病が重症化するリスクの高い方に対し、受診勧奨・保健指導を実施し、被保険者の健康保持、医療費の適正化を図る。
- ・愛媛県糖尿病重症化予防プログラム(国保・後期高齢者版)に基づき、受診勧奨・保健指導を市町において実施
- ・受診勧奨者は、健康診査受診結果より抽出

(KDBシステムより各年3月分)

人工透析(糖尿病)患者数(愛媛県広域連合分)



年齢	男性	女性	合計
65-69 歳	113	23	136
70-74 歳	119	26	145
75-79 歳	204	100	304
80-84 歳	158	100	258
85-89 歳	73	62	135
90-94 歳	12	17	29
95-99 歳	1	4	5
100 歳以上	0	0	0
合計	680	332	1,012

広報活動による周知啓発の充実

- ・ポスター、チラシの新規作成、配布。
- ・保健事業周知のためイベントに参加、歯科口腔健診申込受付。
- ・各健診の受診勧奨

75歳以上のみなさまへ



後期高齢者健康診査
約1万円の健診が
0円

**健康に自信のある方こそ！
年に1度の健康チェック！**



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん
計画番号：1000009

※対象は75歳以上の愛媛県後期高齢者医療被保険者の方です。
(65歳以上で障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となっている方をきみます。)
※平成30年度から、「高血圧や糖尿病などの生活習慣病で通院中の方」も健診の対象となりました。
かかりつけ医が愛媛県の後期高齢者健診を実施している医療機関であれば、いつもの病院で受診できます。

健康診査の日程
お申し込み方法

お住まいの市役所・町役場の「健診
担当窓口」までお問い合わせください。

健診協力機関：愛媛県医師会会員 愛媛県総合保健協会 愛媛県厚生農業協同組合連合会

愛媛県後期高齢者医療広域連合
松山市北条辻6番地 TEL089-911-7739

～みんなで守ろう家族の健康～

無料の健康診査 を受けましょう！

75歳以上の後期高齢者医療被保険者の方は、
年1回 **無料**で健康診査を受診できます。
(65歳以上で、障害認定を受け後期高齢者医療
の被保険者となっている方も含まれます。)

おじいちゃん、おばあちゃん、
お父さん、お母さん、
みんなで一緒に **健康チェック!**
しませんか？

健康診査の日程
お申し込み方法




愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん
計画番号：1000009

健康診査の日程
お住まいの市役所・町役場の
「健診担当窓口」へ
お問い合わせください。

健診協力機関：愛媛県医師会会員 愛媛県総合保健協会 愛媛県厚生農業協同組合連合会

愛媛県後期高齢者医療広域連合
松山市北条辻6番地 TEL089-911-7739

市町インセンティブ制度

・ 国から広域連合への保険者インセンティブ分交付金を財源として、保健事業を実施している市町へ費用支援を行うことにより、保健事業及び医療費適正化の推進を図る。

保険者インセンティブとは
保健事業の実施状況等に係る具体的な項目と指標により配点された点数によって、国から特別調整交付金が交付される報奨制度。

対 象	20市町
開始年度	平成32年度（前年度事業の取組み状況を評価）
実施方法	点数表に基づき加点を行い、〔評価指標毎の加点×被保険者数〕により算出した点数を基準として全市町の算定点数の合計に占める割合に応じて予算を按分する。

市町インセンティブ制度評価対象事業について

対象事業

- ・健診の実施及び健診結果を活用した取組みの実施
- ・歯科口腔健診の実施
- ・重症化予防の取組みの実施
- ・被保険者の主体的な健康づくりに対する働きかけの実施
- ・高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施
- ・保健事業実施に対する評価の実施